




.....

第2章 教育を取り巻く概況

.....



1 教育政策をめぐる動き

(1) 自然災害の増加と感染症の流行

近年全国的に、気象災害、地震災害など様々な自然災害による被害が発生しています。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行となり、首都圏をはじめ各地で緊急事態宣言が発出される等、社会経済だけでなく日常生活にも大きな影響を及ぼしています。学校等の臨時休校をはじめ、各文化施設や地域の公民館の休館やイベントの自粛などの措置が取られてきました。授業の再開後も、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させるべく、様々な対策を講じながら教育活動を継続しています。

これらのことは、以前は当たり前とされた概念が覆され、私たちは日常生活とリスクの軽減を両立し、「新しい生活様式」に迅速かつ柔軟に対応しなければなりません。経済活動やコミュニティ活動の維持をはじめ、子供たちの健やかな学びの確保など、危機に直面する中でもさまざまな工夫を凝らしながら社会生活を送ることができるよう環境を整える必要があります。

(2) 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

中央教育審議会では、文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議しています。

令和3年1月26日に答申された『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』では、これまでの日本型教育の成果や課題、新たな動きを踏まえ、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」の実現を目指すことが示されています。

■「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)の概要

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

【社会背景】

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」
- 社会全体のデジタル化・オンライン化、DX*¹加速の必要性

【子供たちに育むべき資質・能力】

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要。

これらの資質・能力を育むため、新学習指導要領の着実な実施と、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICTの活用が不可欠。

* 1 DX: デジタルトランスフォーメーション(Digital TransForma-tion)の略。スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

【日本型学校教育とは】子どもたちの知・徳・体を一体で育む学校教育

「学習機会と学力の保障」「全人的な発達・成長の保障」「身体的・精神的な健康の保障」

【成果】

国際的にトップクラスの学力、学力の地域差の縮小、規範意識・道徳心の高さ

【今日の学校教育が直面している課題】

子供たちの多様化、情報化への対応の遅れ、生徒の学習意欲の低下、少子化・人口減少の影響、教師の長時間労働、感染症への対応

【新しい動き】

新学習指導要領の着実な実施、学校における働き方改革、GIGAスクール構想

▼
「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる新しい時代の学校教育の実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指し、以下の実現すべき姿が示されている。

◎子供の学び

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ・各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

◎教職員の姿

- ・環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ・子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ・子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力を備えている

◎子供の学びや教職員を支える環境

- ・ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ・新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ・人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

なお、子供の学びでは、ICTの活用や少人数指導などの「個別最適な学び」と複数の子供たちが一緒に学び、探究的学習を行う「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることにより、子供の資質・能力の育成へとつなげる。

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

<改革に向けた6つの方向性>

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

○学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ・ICTを主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、今までできなかった学習活動の実施や家庭など学校外での学びを充実する

- ・特別な支援が必要な児童生徒へのきめ細かな支援や、個々の才能を伸ばす高度な学びの機会の提供など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う
- ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上
- ・教員養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現する
- ・教員養成大学・学部は新たな時代に対応した教員養成モデルの構築や、不断の授業改善に取り組む教師のネットワークの中核としての役割を果たす
- ICT環境整備の在り方
- ・GIGAスクール構想により配備される端末は、クラウドにアクセスし、各種サービスを活用することを前提
- ・各学校段階(小・中・高)における一人一台端末環境の実現と、端末の家庭への持ち帰りが望まれる

(3) 教育再生の必要性 (教育再生実行会議)

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成25年1月から内閣総理大臣が開催しているものです。同会議では、令和3年6月までに十二次にわたる提言を行いました。

これらの提言を受け、既にいじめ防止、教育委員会改革、大学ガバナンス改革及び教育研究力の強化、義務教育学校の制度化、専門職大学の制度化等について法改正等がなされるなど、様々な施策が実施に移されました。

直近の第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」では、ニューノーマル*1における教育の姿として、一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現に向けて、教育のデジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換することが目指されています。具体的には、初等中等教育における学びの変革の推進や少人数によるきめ細かな指導体制等の整備と教師の質の向上、高等教育における遠隔・オンライン教育の推進や新たな国際戦略などが提言されています。また、大学等における入学・卒業時期の多様化の推進のほか、データによる政策立案と基盤整備などが提言されています。

第十二次提言(令和3(2021)年 6月)	ポストコロナ期における新たな学びの在り方について
第十一次提言(令和元(2019)年 5月)	技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について
第十次提言(平成 29(2017)年 6月)	自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上

*1 ニューノーマル:「New(新しい)」と「Normal(常態)」を掛け合わせたことば。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて変化した、新しい生活様式や働き方などのことを指すことばとして用いられている。

(4) 学習指導要領の改訂・実施

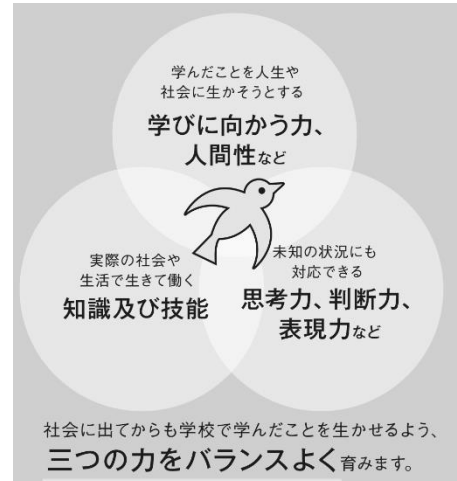
グローバル化やAI(人工知能)などの技術革新が急速に進展し、今後の予測困難な時代に子供たちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。子供たちがそのような「生きる力」を育むために、学習指導要領が約10年ぶりに改訂されました。

平成30年度より幼稚園から順に実施され、令和2年度に小学校、令和3年度に中学校、令和4年度には高等学校で実施され、特別支援学校についても小・中・高等学校学習指導要領に合わせて実施されています。

新しい学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。

具体的な内容としては、小学校中学年からの「外国語教育」の導入や、小学校における「プログラミング教育」を必修化するなど社会の変化を見据えた新たな学びへと進化しています。

■新しい学習指導要領の3つの柱



出典:「新学習指導要領リーフレット」
(文部科学省)

(5) 子供たちの学力・学習状況

子供たちの学力・学習状況を調査するため、我が国では「全国学力・学習状況調査」を実施するとともに、「国際数学・理科教育動向調査(TIMSS:ティムズ)」「OECD生徒の学習到達度調査(PISA:ピザ)」に参加しています。

1) 「全国学力・学習状況調査」

「全国学力・学習状況調査」は、平成19年度から毎年4月に、全国の小学校6年生と中学校3年生の児童生徒の学力状況などを把握するため実施しています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し実施を見送り。令和3年度は、5月に実施。)教科は国語と算数・数学で、平成24年度、27年度及び30年度調査では理科、平成31年度(令和元年度)調査では中学校で英語を実施しました。また、教科に関する調査だけでなく、児童生徒の生活習慣や学習環境、学校の指導方法等に関する質問紙調査も行っています。

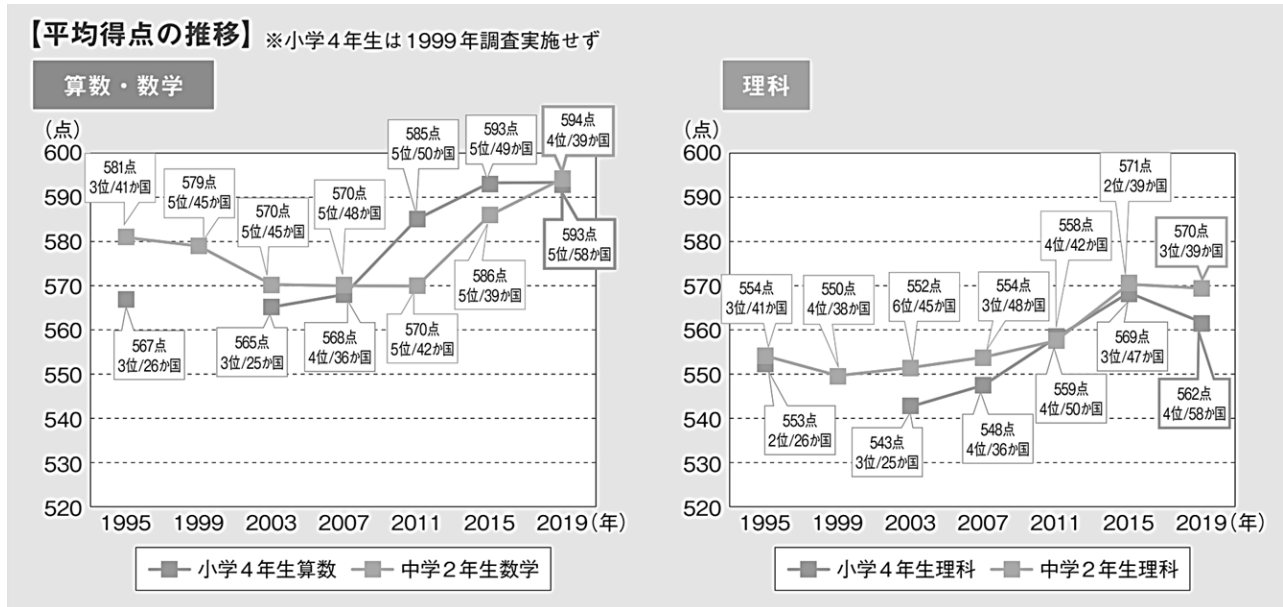
2) 国際数学・理科教育動向調査(TIMSS:ティムズ)

国際教育到達度評価学会(IEA)では、小学校4年生、中学校2年生を対象とし、初等中等教育段階における児童生徒の算数・数学と理科の教育到達度を測定し、学校のカリキュラムで学んだ基本的な知識や技能がどの程度習得されているかを評価するため、「国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)」を4年ごとに実施しています。

平成31年調査には、小学校58か国・地域、中学校は39か国・地域が参加し、我が国では、IEAの設定した基準に従い、小学校4年生約4,200人、中学校2年生約4,400人が参加しました。教科調査について、日本は、前回調査と比べ、小学校理科の平均得点が有意に低下しているものの、中学校数学の平均得点は有意に上昇しており、国際的に見て引き続き上位に位置していることが明らかになりました。質問紙調査について、算数・数学、理科の「勉強は楽しい」と答えた児童生徒の割合は、前回調査と比べ、小学校・中学校いずれも増加していますが、小学校理科以外ではその割合が国際平均を下回っているなどの課題もあります。文部科学省では、児童生徒の学力・学習意欲のさらなる向上に向け、新学習指導要領に基づく主体的・対

話的で深い学びの視点からの授業改善や、理数教育の充実、情報活用能力の育成のための指導の充実等に取り組んでいくこととしています。

■TIMSS 平均得点及び順位の推移



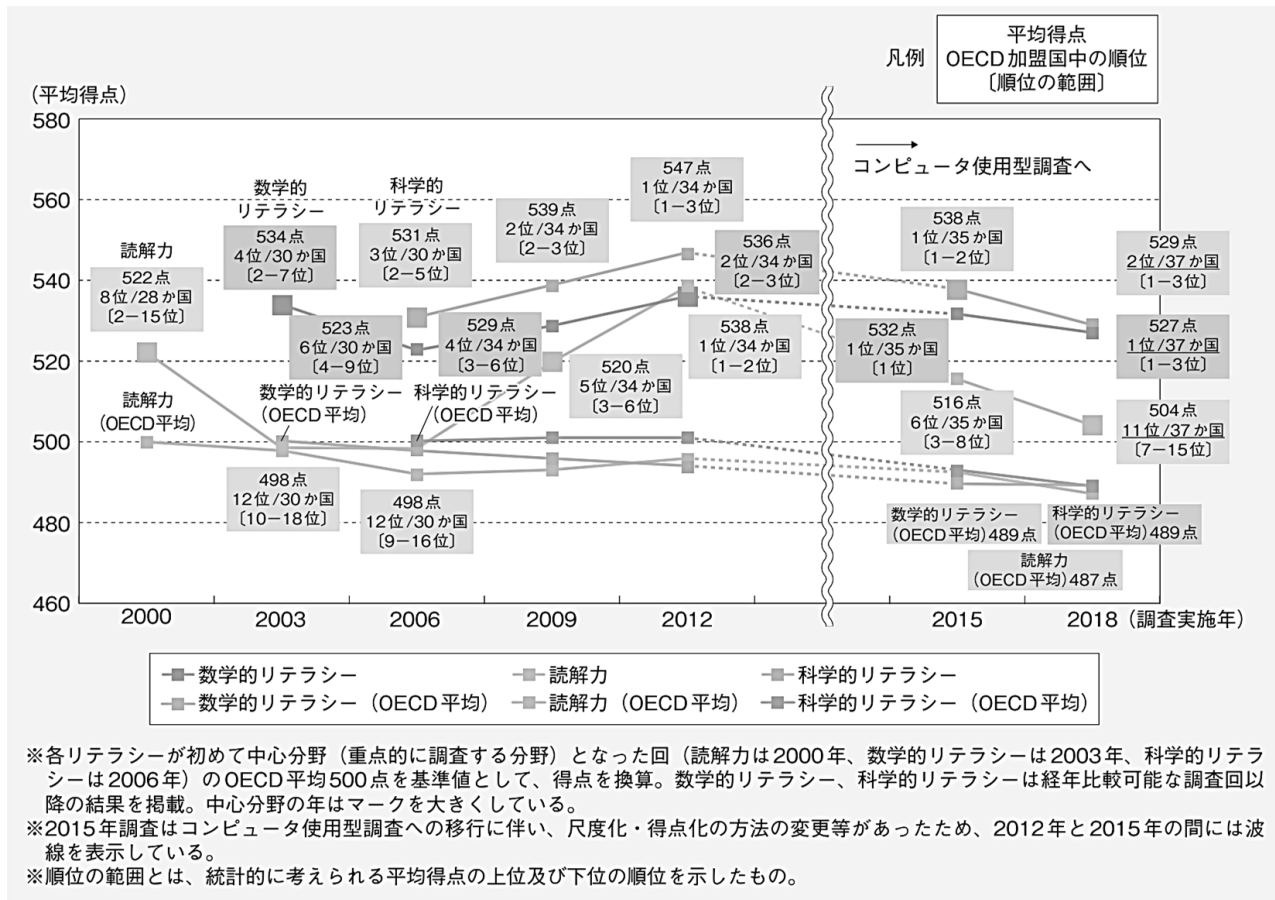
出典：「文部科学白書 令和2年度」(文部科学省)

3) OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA : ピザ)

OECD(経済協力開発機構)では、義務教育修了段階の15歳児(日本は高等学校1年生)が、自らの知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価するため、「生徒の学習到達度調査(PISA)」を実施しています。

調査は、平成12年から3年ごとに読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について行われており、平成27年からは、筆記型調査からコンピュータ使用型調査へ移行しました。平成30年からは、日本は、数学的リテラシー及び科学的リテラシーにおいて、国際的に見ると前回調査に引き続き、平均得点が高い上位グループに位置していることが分かりました。一方、読解力は、OECD平均よりも高得点のグループに位置していますが、前回調査と比較すると、平均得点が有意に低下しています。読解力の問題で、日本の生徒の正答率が比較的lowかった問題には、テキストから情報を探し出す問題や、テキストの質と信憑性を評価する問題などがありました。また、生徒のICTの活用状況については、日本は、学校の授業でのデジタル機器の利用時間が短く、OECD加盟国中最下位でした。文部科学省では、PISAにおける課題に対応した新学習指導要領を着実に実施し、読解力等の言語能力や情報活用能力の確実な育成を図るとともに、GIGAスクール構想により学校ICT環境整備の加速化に向けた取組などを推進しています。

■PISA 平均得点及び順位の推移



出典：「文部科学白書 令和2年度」(文部科学省)

（6）学校における働き方改革の推進

教職員に対する多様な期待は、長時間勤務という形で表れており、教員勤務実態調査(平成28年度)の集計でも、看過できない教師の勤務実態が明らかとなりました。教育を支える教師の長時間勤務の是正は待ったなしであり、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは、子供たちにとっても、我が国や社会にとってもあってはならないことです。

こうしたことを踏まえ、平成31年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が取りまとめられました。この答申も踏まえ、国は教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うためにも、教職員定数の改善をはじめ、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員に外部人材の活用などの条件整備にも学校における働き方改革に取り組んでいます。

■「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」の概要

公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

文部科学省	<p>●勤務に係る制度（給特法）改正</p> <p>①公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ</p> <p>②休日の「まとめ取り」のため、1年単位の変形労働時間制を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に</p> <p>●学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進</p>	<p>●各取組の推進</p> <p>(例) 上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、外部人材の配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等</p>
	<p>●自治体や学校における改革サイクルの確立</p> <p>・「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、全国の各教育委員会の取組状況を可視化、市町村別結果公表・好事例の全国展開</p>	<p>●スクラップ&ビルドを原則とした施策推進</p> <p>●学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進</p>
	<p>●勤務時間の客観的な把握の徹底</p> <p>労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進</p>	<p>●業務の見直し・削減</p> <p>学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減</p>
	<p>●外部人材の配置支援</p> <p>・スクール・サポート・スタッフ、学習指導員、部活動指導員等の予算規模の拡充</p> <p>・GIGAスクールサポーターの活用促進</p> <p>・教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）</p>	<p>●地域・保護者等との連携</p> <p>コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等との教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める</p>
	<p>●部活動の見直し</p> <p>・令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開</p>	

出典:「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(文部科学省)より作成

(7) 幼児教育の重要性を踏まえた取組

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、義務教育の基礎をつくる非常に重要な時期です。共働き家庭の増加に伴い保育所や学童保育の待機児童が増加しており、親の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが等しく質の高い教育を受けることが求められています。

このような状況に対応するため、我が国において幼児期の教育・保育の在り方を見直した子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まり、幼児教育は幼稚園、保育所、認定こども園が幼児教育の中核として役割を担っています。

「幼稚園教育要領」(平成29年3月公示・30年4月実施)では、幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化や、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進することが示されています。なお、これと同時に「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」についても改定されおり、幼稚園

教育要領との一層の整合性を確保することとされています。

具体的な取組としては、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障するため、令和元年度から幼児教育・保育(3～5歳児)の無償化が実施されています。

(8) いじめ・不登校への対応

いじめ問題については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立したことを受け、文部科学省では、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。平成28年度には、「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況の検証結果を踏まえ、国の基本方針の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行うとともに、平成30年度においては、同協議会の議論を踏まえ、「いじめ対策に係る事例集」を作成しました。

不登校については、平成28年12月に、不登校児童生徒が学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性や、個々の不登校児童生徒の休養の必要性等を規定した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、不登校児童生徒への支援について、初めて体系的に法律で規定されました。同法に基づき、文部科学省では、29年3月に不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定しました。

令和元年10月には、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた「不登校児童生徒への支援の在り方について」を発出しました。

■「不登校児童生徒への支援の在り方について」記載事項

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方	(1) 支援の視点 (2) 学校教育の意義・役割 (3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性 (4) 家庭への支援
2 学校等の取組の充実	(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援 (2) 不登校が生じないような学校づくり (3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実 (4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保 (5) 中学校等卒業後の支援
3 教育委員会の取組の充実	(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組 (2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等 (3) 教育支援センターの整備充実及び活用 (4) 訪問型支援など保護者への支援の充実 (5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

(9) 帰国児童生徒・外国人の子供等に対する教育の充実

国際化の進展に伴って国境を超えた人の移動が増加する中、帰国・外国人児童生徒等に対する支援がより一層重要となっています。

帰国児童生徒については、国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進することが重要です。また、外国人の子供たちについては、将来にわたって日本に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提とし、教育機会の確保・保障に向けた就学促進や日本語指導をはじめとした指導体制の充実等を図ることが重要です。

なお、外国人児童生徒等教育の充実に関しては、中央教育審議会における、新しい時代の初等中等教育の在り方についての議論において検討がなされ、令和3年1月26日に取りまとめられた答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～において、「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれました。

■『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ 「5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について」の概要

- (1)基本的な考え方
- ・外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
 - ・キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
 - ・日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組
- (2)指導体制の確保・充実
(日本語指導のための教師等の確保、学校における日本語指導の体制構築、地域の関係機関との連携)
- (3)教師等の指導力の向上、支援環境の改善
(教師等に対する研修機会の充実、教員養成段階における学びの場の提供、日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発)
- (4)就学状況の把握、就学促進
- (5)中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実
- (6)異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

(10) 学校における医療的ケア児への支援

近年、学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等(以下「医療的ケア児」という。)は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

このような状況を踏まえ、文部科学省においては、「学校における医療的ケアの今後の対応について(平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長通知)」により、小学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促すとともに、学校への看護師等の配置に係る経費の一部を補助するなど、その支援に努めてきたところです。

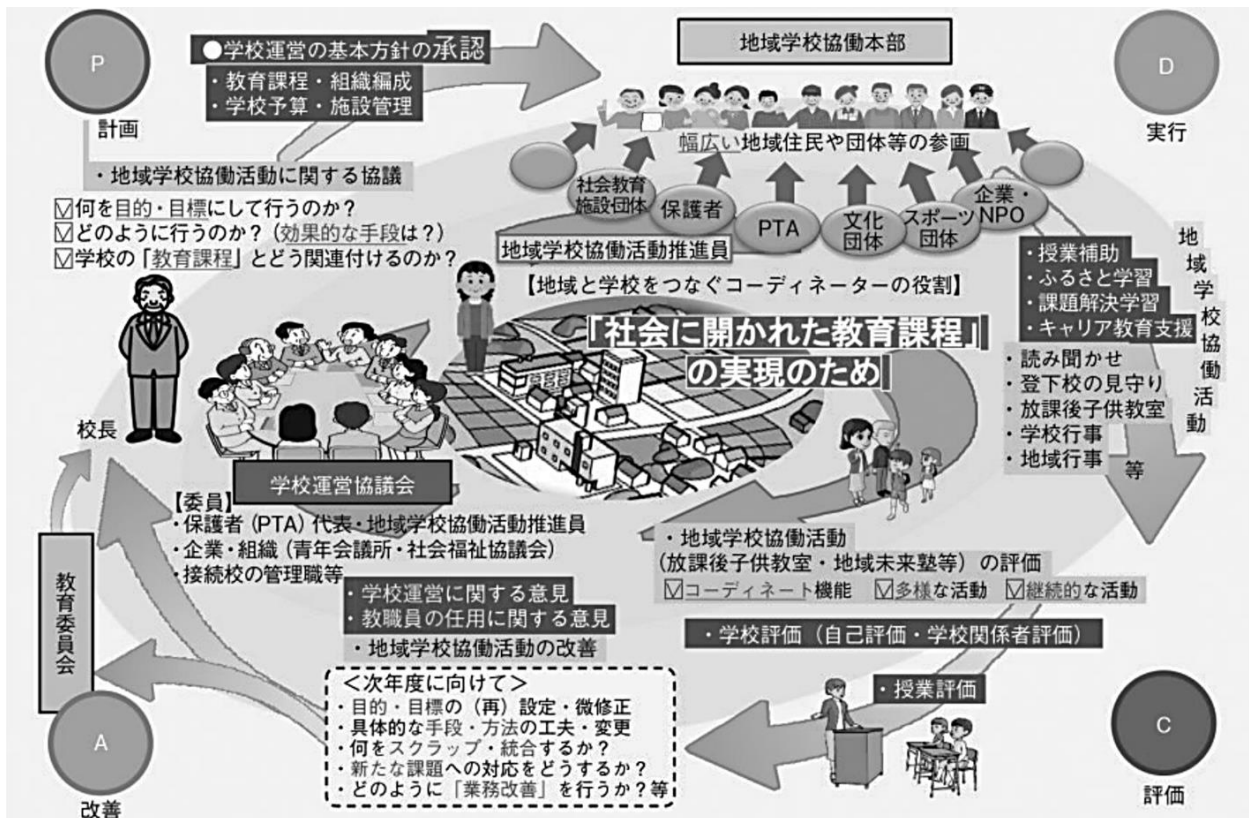
また、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、これを受け文部科学省では、小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理し、医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容を把握するとともに、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を作成しています。

(11) 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことが可能となります。

■「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の概要



出典:「文部科学白書 令和2年度」(文部科学省)

2) 地域と学校の連携・協働の現状

令和2年7月1日現在において、コミュニティ・スクールを導入している学校数は46都道府県内9,788校となっています。小・中学校、義務教育学校数で見ると、全体の30.7%(8,681校)がコミュニティ・スクールを導入しています。また、地域学校協働本部は1万878本部が整備され、カバーする小・中学校、義務教育学校数は、1万7,066校となっています。地域学校協働活動の一環として、地域住民等の協力を得て子供たちに学習・体験活動等を提供する「放課後子供教室」は1万8,031教室が実施されています。

(12) 障害のある子供一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

現在、特別支援学校の在籍者数(幼稚部・小学部・中学部・高等部)は約14.5万人(令和2年5月1日現在)、特別支援学級の在籍者数(小・中学校)は約30.2万人(令和2年5月1日現在)、通級による指導を受けている児童生徒数(小学校・中学校・高等学校)は約13.4万人(令和元年5月1日現在)となっています。

令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」が取りまとめられ、今後の特別支援教育の方向性が改めて示されたところです。報告では、特別支援学校設置基準の策定の必要性や、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考資料である「教育支援資料」の内容の充実、特別支援学校の教職課程の見直しやコアカリキュラムの策定の必要性等が提言されており、こうした報告も踏まえ、文部科学省内で必要な検討を進めています。

(13) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」と「持続可能な開発のための教育 (ESD)」

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals(以下、「SDGs」))は2015年の国連サミットにおいて提唱された「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、目標4に【教育】「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」が掲げられています。

これは2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにすることです。

持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development(以下、「ESD」))は、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で我が国が提唱した考え方であり、同年の第57回国連総会で採択された国際枠組み「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005-2014年)や2013年の第37回ユネスコ総会で採択された「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」(2015-2019年)に基づき、ユネスコを主導機関として国際的に取り組まれてきました。

1) ESD とは

今、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む(think globally、act locally)ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育です。

また、ESDはSDGsのターゲットの1つとして位置付けられているだけでなく、17全ての目標の実現に寄与するものであるとされています。持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

2) 新学習指導要領や第3期教育振興基本計画における記載

ESDは、小学校から大学に至るまでの全ての教育段階において推進されており、新学習指導要領や第3期教育振興基本計画にもESDの目的である「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられています。

■小中学校新学習指導要領（平成 29 年 3 月公示） 一部抜粋

【小学校・中学校 総則】

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を開く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

出典:「学習指導要領における ESD 関連記述」(文部科学省ホームページより)

■第3期教育振興基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定） 一部抜粋

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

<主として初等中等教育段階> 目標(2)豊かな心の育成

○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

我が国がESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクールの活動の充実を図り、好事例を全国的に広く発信・共有する。また、地域の多様な関係者(学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など)の協働により、ESDの実践・普及や学校間の交流を促進するとともに、ESDの深化を図る。これらの取組を通して、持続可能な社会づくりの担い手を育む。

出典:「第3期教育振興基本計画」文部科学省

2 生涯学習社会、文化芸術政策をめぐる動き

(1) 生涯を通じた学習の支援

「人生100年時代」、「超スマート社会(Society5.0)」、「新型コロナウイルス感染症への対応」など、社会が劇的に変化する中、それぞれのキャリアや学びのニーズに応じ、仕事や生活で必要な知識や技術を生涯を通じて身に付けることが求められています。文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

◎社会人の学び直しの推進

社会の変化の激しい今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。また、出産や子育て等、女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進等の観点からも、社会人の学び直し(リカレント教育)の推進がより一層求められています。

◎障がい者の生涯を通じた学習の支援

障がいの有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障がいのある人が生涯にわたり自らの可能性を追求でき、地域の一員として豊かな人生を送ることができる環境を整えていくことが求められています。

◎多様な学習機会の提供

多様な学習機会を提供するため、BS放送(テレビ・ラジオ)やインターネット等を利用した放送大学の充実・整備や、大学・専修学校等での公開講座やセミナー、社会づくりや地域づくりの重要な担い手となる民間団体と行政の協働による取組の活性化、官民ネットワークの形成支援などが行われています。

(2) 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成30年4月20日閣議決定)を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、学校や地域における読書活動を推進しているところです。地域における読書活動の推進では、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めています。

なお、本市では令和3年度に「子ども読書活動推進計画」を策定しました。

(3) 社会教育の振興

中央教育審議会は、文部科学大臣からの諮問を受け、平成30年12月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」について、第1部では、社会教育の意義・果たすべき役割を「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」として明確にした上で、新たな社会教育の方向性を示し、これを踏まえた具体的方策として、学びへの参加のきっかけづくりの推進、多様な主体との連携・協働の推進、多様な人材の幅広い活用等テーマ別に整理しています。第2部では、今後の公民館等社会教育施設に求められる役割を整理しています。

また、上記答申を受け、第10期生涯学習分科会では、令和2年9月に「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」として、新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりや充実に向け議論が進められ、以下の3つの基本的な考え方を示しています。

◎新しい時代の学びの在り方

- ・多様な世代の人とつながり学び合うことによる共生社会の実現、新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面の学び」の組み合わせによる豊かな学びなど。

◎「命を守る」生涯学習・社会教育

- ・自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、若者から高齢者、外国人も含めた、「命を守る」ための防災等の知識の学びあいの機会の充実。

◎学びを通じた地域づくり

- ・世代や地域の格差、経済的文化的格差等によって、必要な「学び」の機会が失われることがないよう、学びの活動をコーディネートする中核となる人材の重要性や、ICTなどを活用した学びの可能性。

(4) 家庭教育支援の推進

共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するとともに、児童虐待や不登校など子どもの育ちをめぐる課題も懸念されています。こうした中、子育てに関する様々な悩みや不安を抱えつつ、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭も多くなっています。

文部科学省では、身近な地域で保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制の整備や基本的な生活習慣づくりを推進しています。

(5) 青少年の健やかな成長

平成25年1月に中央教育審議会から答申された「今後の青少年の体験活動の推進について」においては、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。

文部科学省は、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。

また、近年では、スマートフォンの普及によりインターネット接続が容易になり、青少年の生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が深刻な問題となっていることから、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などに基づき、地域・民間団体・関係府省庁等が連携して、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進し、有害情報から守ることに取り組んでいます。

(6) 文化芸術振興

我が国は、世界に誇るべき有形・無形の文化財を有し、地域に根付いた祭りや踊りなどの伝統文化があります。また多様な文化芸術活動が行われると同時に、日常においても稽古事や趣味などを通して様々な文化芸術体験が盛んに行われてきました。

他方では、少子高齢化やグローバル化の進展、情報通信技術の進展などの急激な社会変化によって、人材や活動の場の確保等文化芸術を支えてきた基盤がぜい弱化し、特に、分野によっては、後継者育成や適切な専門的人材の確保等が困難となっています。

令和3年に実施された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」)は、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示し、これ以降の遺産(レガシー)が全国各地で創出されることを意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題となっています。

国においては、平成13年「文化芸術振興基本法」を制定し、平成29年には初めての改正がなされました。新しい文化芸術基本法では、文化芸術自体が固有の意義と価値を有するという基本法を前提とした上で、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むとともに、新たに政府による「文化芸術推進基本計画」の策定が位置付けられ、平成30年に第1期基本計画(平成30年3月6日閣議決定)が策定されたところです。

■「文化芸術推進基本計画」－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－(第1期)の概要

- 対象期間 平成30年度～平成34年度(2022年までの5年間)
- 中長期的な視点からの四つの目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)を明示
 - 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
 - 目標2 創造的で活力ある社会
 - 目標3 心豊かで多様性のある社会
 - 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム
- 評価・検証サイクル(文化芸術政策のPDCAサイクル)を確立
毎年度、文化GDPなど36の評価指標に基づき計画の進捗状況をフォローアップ。

(7) 文化財の保存と継承

文化財は、国の歴史や文化の理解のため、欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、地域づくりの核になるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

地域において長く守り伝えられてきた有形・無形の文化財は、地域の誇りであり、また観光振興に欠かせない貴重な資源でもあるため、文化財を活用し地域活性化につなげていくことが重要です。そのためには、文化財の保存・管理・修理に努める必要があります。また、人間の「わざ」そのものである音楽や工芸技術などの無形文化財の伝承や文化的な景観の適切な保存や活用を図る必要があります。

3 スポーツ政策をめぐる動き

(1) スポーツ庁の設置とスポーツ基本計画

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、本章では東京2020大会)などの開催決定による我が国のスポーツへの機運の高まりや、スポーツによる健康寿命延伸の可能性など、スポーツを社会発展により一層活用する必要性が高まる中で、スポーツ施策を総合的に推進するため、平成27年10月1日に文部科学省の外局としてスポーツ庁が発足しました。

スポーツ庁は、平成23年制定の「スポーツ基本法」に掲げられた「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」を実現するため、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国を実現していく重要な指針として、令和3年4月に「第3期スポーツ基本計画」(以下、第3期計画)を策定しました。今後のスポーツの在り方を見据え、令和8年度までの5年間で取り組むべき12の施策(多様な主体におけるスポーツ機会創出、DX推進、健康増進、地方創生、共生社会実現、国際交流・協力など)や目標等を定めています。

第3期計画は、東京2020大会のスポーツ・レガシー^{*1}の発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、新たな3つの視点である①スポーツを「つくる/はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、を支える具体的な施策を示した計画となっています。

(2) スポーツを通じた健康増進と取組

「スポーツ基本法」の前文には、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」であると規定されており、我が国の健康医療費が増加傾向にある中、運動・スポーツに取り組む効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになってきています。

そのため、スポーツを通じた健康増進を重点的に推進し、運動・スポーツにより、健康寿命が平均寿命に限りなく近づくような社会の構築を目指すことが重要となっています。

1) スポーツ参画人口の現状

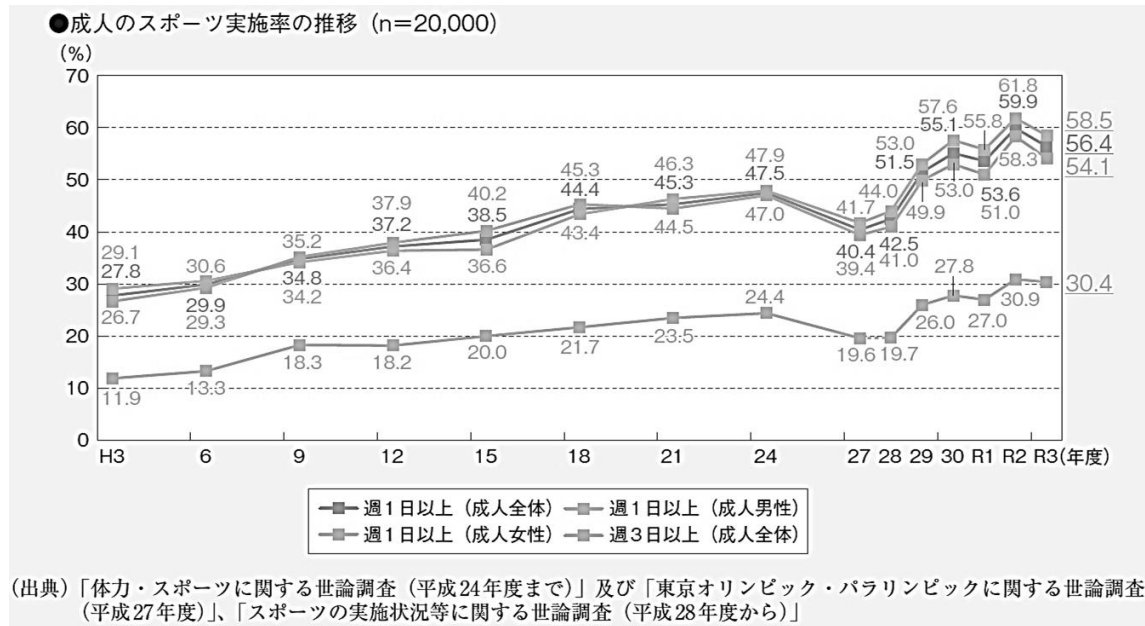
成人のスポーツへの参画状況について、第3期計画においては成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%程度、また、1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指しています。

令和3年度の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%(男性が58.5%、女性54.1%)となっています。全ての年代層で前年度を下回っており、特に20代から50代の働く世代で実施が低くなっています。

スポーツをする理由としては、「健康のため」が76.2%と最も多く、「体力増進・維持のため」、「運動不足を感じるから」が続いています。逆に週に1回以上実施できない・直近1年に運動をしなかった理由としては、「仕事や家事が忙しいから」、「面倒くさいから」、「年をとったから」などが多く、「この1年間に1回もスポーツを実施しなかった」かつ「今後もするつもりがない」と回答した人が13.9%となっています。スポーツ庁は、これらの現状を踏まえながら、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、スポーツ実施率の向上を目指しています。

^{*1} スポーツ・レガシー:レガシーとは社会遺産のことで、東京2020大会を通じて整備・構築されるインフラや技術、サービスをオリンピック・パラリンピックのためだけに活用するのではなく、その後も社会の資産として活用することを狙いとしました。

■成人スポーツ実施率の推移



出典:「文部科学白書 令和3年度」(文部科学省)

2) スポーツ実施率向上のための施策

①ライフステージ等に応じた施策

スポーツ庁は、スポーツ実施率調査の現状を踏まえながら、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、スポーツ実施率の向上を目指しています。

平成30年9月には「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定し、国民全体を対象とした取組に加え、子ども・若者、ビジネスパーソン、高齢者、女性、障がい者といったターゲット毎の取組を挙げています。これらの取組等を通じ、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的としており、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life(スポーツ・イン・ライフ)」(生活の中にスポーツを)という姿を目指しています。

■スポーツ実施率向上のための行動計画 ターゲット毎の取組

<p>【子ども・若者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運動遊びを通じて、楽しみながら自然と身体活動が行える取組を推進する。 ②親子で参加できるイベントの実施等に取り組む。 ③総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る。 ④日本版 NCAA の創設による大学スポーツの振興を通じて、スポーツを「する」人口の増加を図る。 	<p>【ビジネスパーソン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①気軽に取り組むことができるウォーキングや階段昇降等のスポーツの実施を促進する。 ②「FUN+WALK PROJECT」の更なる推進を図る。 ③「スポーツエールカンパニー」認定制度を推進する。 ④働き方改革や「プレミアムフライデー」といった取組とも連携して、従業員がスポーツに取り組みやすい環境を作る。
<p>【高齢者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①無理なく実施できるスポーツ・レクリエーションプログラムの活用・普及を図る。 ②普段、高齢者と接する機会の多い、かかりつけ医や保健師等との連携を図り、スポーツへの誘引を図る。 ③地方自治体における「地方スポーツ推進計画」の策定や関係部署間の連携、まちづくり計画との連携を促す。 	<p>【女性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ実施の促進のため、スポーツをしにくい要因を考慮したアプローチを進める。 ②無理なく体を動かせるプログラム開発や気軽にスポーツを実施できる環境整備を支援。 ③食べない・運動しないことによる痩せすぎ等も懸念されており、スポーツをすることの効果を出しつつ、「女性のスポーツ促進キャンペーン(仮称)」を実施する。
<p>【障がい者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自分と同じ障害を持つ人がスポーツを始めたきっかけなど、参考となるロールモデルを提示する。 ②散歩、ウォーキングなど、気軽なものもスポーツであるとの意識の浸透を図る。 ③「Special プロジェクト2020」の取組を推進する。 ④障がい者以外に対しても障がい者スポーツ種目の体験・理解の促進を図る。 	

②スポーツを実施するための環境整備

総合型地域スポーツクラブ*1(以下、「総合型クラブ」)は、生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子どものスポーツ活動の場の提供、家族間のふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進など、多様な効果が期待されています。

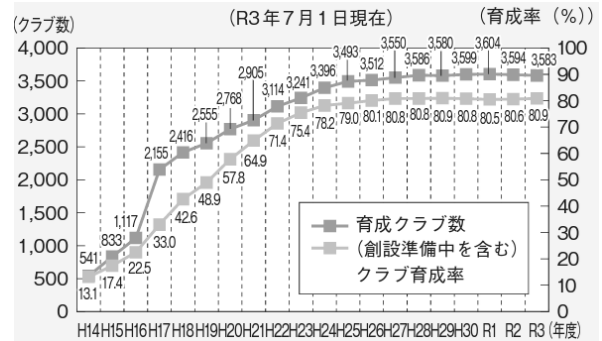
令和3年度では、全国の総合型クラブの育成数(創設準備中を含む)は、3,583クラブとなっており、クラブ育成率(全市区町村数に対する総合型クラブ

が育成されている市区町村数の割合)は80.9%と、全国各地域でスポーツを実施する環境の整備が進んでいます。

令和元年8月にスポーツ庁長官決定された「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」では、総合型クラブの質的充実を図ることとしており、令和4年度から質的向上を図るための総合型クラブの登録・認証制度の運用開始、当該制度を通じた総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会(中間支援組織)の整備や、広報活動の推進などに取り組むこととしています。

また、地域のスポーツ推進活動を担うスポーツ推進委員との連携の活用促進についても課題となっており、総合型クラブなどの関係団体との連携の強化を図ることとしています。

■総合型地域スポーツクラブの設置状況



出典:「文部科学白書 令和3年度」(文部科学省)

(3) 子どものスポーツ機会の充実

1) 子どもの体力・運動能力の現状

文部科学省では、昭和39年以来「体力・運動能力調査」を実施していますが、国民の体位の変化やスポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等の現状を踏まえ、平成10年度より「新体力テスト*2」が導入されました。

「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、令和3年度は令和元年度に比べ、体力テストの合計点が小・中学生の男女ともに低下しています。主な要因としては、令和元年度から指摘された①運動時間の減少、②学習以外のスクリーンタイム*3の増加、③肥満である児童生徒の増加について、新型コロナウイルス感染症の影響によって更に拍車がかかったと考えられます。

2) 学校における体育・運動部活動の充実

①学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

現行の学習指導要領に基づく学校体育の取組の中、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合の高まり、健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いていることなどが見られます。他方で、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向が見られること、社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要などの指摘があります。

これらを踏まえ、平成29年に改訂した小学校及び中学校学習指導要領、30年に改訂した高等学校学

*1 総合型地域スポーツクラブ:地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、多目的、多世代、多志向のスポーツクラブ。市内には小美玉スポーツクラブが設立。(令和3年度現在)。

*2 新体力テスト:国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、結果を体育・スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料として活用することを目的に、毎年実施している調査。

*3 スクリーンタイム:平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間。

習指導要領では、現行と同様に、小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統化や明確化を図りつつ、さらに、体育については、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、運動に対する興味や関心を高め、技能の指導に偏ることなく、「する、みる、ささえる」に「知る」を加え、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった三つの資質・能力をバランスよく育むことができるように学習の過程を工夫し、充実を図ることとしています。

■体育・保健体育 指導内容の体系化

- ◆ 体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成
- ◆ 小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて、4年ごとのまとまりで指導内容を体系化
- ◆ 小学校から高等学校まで、体育科・保健体育科の授業を1週間で3時間程度実施

運動領域等	各種の運動の基礎を培う時期				多くの領域の学習を経験する時期				卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるようにする時期			
	小学校				中学校				高等学校			
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	入学年次	次の年次	それ以降
	体づくりの運動遊び		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動		体づくり運動	
	器械・器具を使った運動遊び		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動	
	走・跳の運動遊び		走・跳の運動		陸上運動		陸上競技		陸上競技		陸上競技	
	水遊び		水泳運動		水泳運動		水泳		水泳		水泳	
	表現リズム遊び		表現運動		表現運動		ダンス		ダンス		ダンス	
	ゲーム		ゲーム		ボール運動		球技		球技		球技	
							武道		武道		武道	
									体育理論		体育理論	
保健領域等	保健				保健				保健			
年間授業時数等	102時間	105時間	105時間	105時間	90時間	90時間	105時間	105時間	105時間	体育3年間で7～8単位 保健1単位 保健1単位		

〔必修〕 〔選択〕

出典：「文部科学白書 令和3年度」(文部科学省)

②運動部活動改革に向けた取組

運動部活動は教科活動とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場である一方で、過度な練習が生徒の心身のバランスの取れた発達を妨げていることや、部活動の指導時間が教師の長時間勤務に繋がっていることが課題となっています。

このためスポーツ庁では、平成30年3月策定の「運動部活動の在り方に関する総合 第2部文教・科学技術施策の動向と展開 文部科学白書2020的なガイドライン」において、①活動時間と休養日の基準に沿った適切な部活動の実施、②短時間で効果的な指導の推進、③学校単位で参加する大会の見直しのための取組を進めるとともに、教師に代わって指導や大会への生徒の引率を行う部活動指導員の配置を促進しています。

また、令和2年9月には「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を公表し、休日の部活動について、令和5年度から段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動へ移行する方針を示しています。加えて、令和4年6月に取りまとめられた「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」では、令和5年度から令和7年度末までの3年間で改革集中期間と位置づけ、公立中学校等における運動部活動を対象に休日の運動部活動から段階的に地域移行するよう提言し、各都道府県で推進計画を策定し、それを元に各市町村が推進計画を規定するのが適当だとしています。

(4) スポーツを通じた女性の活躍促進

女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層で低いスポーツ実施率、スポーツ指導者やスポーツ団体の役員における女性の割合の低さ、競技スポーツにおける女性特有の課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

政府は、あらゆる分野における女性の参画拡大を重要な課題としており、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)においても、スポーツ分野における男女共同参画の推進が位置付けられています。

第3期計画においても、施策目標として、「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツについて普及啓発を行うとともに、環境整備を促進し、女性のスポーツ実施率の向上を目指す」など女性のスポーツにおいて複数の目標が掲げられています。

(5) 障がい者スポーツの振興

1) 障がい者スポーツの環境の整備

「スポーツ基本法」には、「障害のある人の自主的かつ積極的なスポーツを推進すると」の理念が掲げられており、近年、障がい者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、東京2020大会での活躍も記憶に新しい状況です。福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっています。令和3年度のスポーツ庁委託調査によると、障害のある人(成人)の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%(成人全般の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%)にとどまっており、障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要があります。

スポーツ庁の取組としては、平成30年度から地域における障害者スポーツの振興体制の強化等を実施しています。さらに、令和元年度からは、障がい者スポーツをやってみたい方へ障がい者スポーツ用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた拠点(障害者スポーツの普及拠点を)を整備することを目指した取組を実施しています。

また、東京2020大会を契機とした、「Special プロジェクト2020」を実施し、全国の特別支援学校で地域を巻き込んだスポーツ・文化・教育の祭典を実施するとともに、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点としていくことを目指す取組を行いました。

さらに、東京2020大会の開催をきっかけに、ボッチャやシッティングバレーボールなど、障害の有無にかかわらず共にスポーツを楽しむ例が増えてきており、今後も共生社会の実現に向けた取組が一層加速していくことが期待されます。

2) 「全国障害者スポーツ大会」の開催

平成13年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されています。

本大会は、障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に当該開催都道府県で行われています。

なお、令和元年度は「いきいき茨城ゆめ国体」の開催予定でしたが台風による中止となり、令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大により開催の中止や延期が続いている状況です。令和4年度第22回栃木大会からはボッチャが新競技として追加されます。

(6) スポーツの成長産業化（DXの推進）

スポーツは産業としての一面も持ち、スポーツで「稼ぐ」ことで、スポーツ産業活性化に繋がり、その収益でスポーツ環境の改善、ひいてはスポーツ参画人口の拡大にもつながります。

スポーツ庁ではスポーツ界が有する多様な資源と他産業や学術機関等が有する資源を活用し、新たな財・サービスの創出を促進する「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)」の構築を推進しています。令和3年度には、中央競技団体の抱える課題の解決、新たなビジネスの創出を目指すプログラム、スポーツを活用した地域や社会の課題解決に資する先進的な取組の表彰コンテスト、会議等の開催を行いました。そのような中、新たに地域版SOIPを開始し、初年度は北海道・関西・中国・沖縄4地域を対象として、各地域のスポーツ団体と企業等との共創による新たなビジネスモデル創出を支援しました。

また、我が国におけるスポーツ関連データを活用したビジネスの現状を踏まえ、データ活用における権利の在り方等について検討を行ってきました。今後も、関係団体等との連携強化を図るとともに、地域におけるイノベーションの加速、DXの推進に必要な支援を実施していきます。

(7) スポーツを通じた地域活性化の取組

1) 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域活性化をはじめとして、被災地の復興支援、障がい者スポーツの振興、国際貢献等スポーツの有する力は様々な面にわたりますが、その際にスポーツ施設の果たす役割は重要です。

国においては、平成29年度に、地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことができる環境を整備できるよう考え方を整理した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を策定しました。また、国内のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設を地域住民の最も身近なスポーツの場として一層活用するため、「学校体育施設の有効活用の関する手引き」を令和2年3月に策定しました。

これまで行ってきたスポーツ施設の整備に対する支援を進めるとともに、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域活性化・経済活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進することとしています。

2) スポーツツーリズム振興に向けた取組

スポーツ庁は、地方公共団体、スポーツ団体、企業(観光産業、スポーツ産業)等が一体となり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進する組織である「地域スポーツコミッション」の設立及びモデル的な活動に対する支援を行っています。

具体的な活動としては、スポーツへの参加や観戦を目的とした地域への訪問や、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムの推進、スポーツイベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致等があり、令和3年度は、コロナ禍における活動再開のための支援を含めた取組を支援しました。スポーツ庁では地域スポーツコミッションの設置数を3年度までに170とすることを目標に掲げており、令和3年10月現在177設立されています。

また、スポーツ庁では、平成30年3月に取りまとめたスポーツツーリズム需要拡大戦略等に基づき、「アウトドアスポーツ」や「武道」を活用した新たなツーリズムを推進しています。令和3年度は、スノースポーツ、サイクリング、武道、アーバンスポーツ、アウトドア、デジタル技術の活用、スポーツワーケーション及びその他を活用したコンテンツ造成を図る取組を支援するとともに、欧米中をターゲットとし、造成したコンテンツと連携したデジタルプロモーションを実施しました。また、文化庁及び観光庁と連携し、「スポーツ文化ツー

リズムアワード」を実施し取組を表彰しています。

(8) スポーツを通じた国際交流・協力

「スポーツ基本法」前文には、「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである」と記載されています。スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業などを中心に様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。

平成30年9月には、スポーツの国際交流・協力に関して、関係機関と連携して、戦略的かつ具体的な施策の展開を促進するための「スポーツ国際戦略」を策定しました。

「スポーツ国際戦略」では、日本の国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツの国際展開を戦略的に推進し、その効果を最大限に高めるために、国際スポーツ界において活躍できる人材への支援・育成、国内関係者による戦略会議の開催、国際会議への参画等、今後を見据えた強固な基盤を構築することが重要としています。

4 上位関連計画

(1) 国

1) 教育振興基本計画（文部科学省）

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第2項に基づき文部科学省が策定する計画で、第3期計画は令和4年度が計画期間最終年度となっており、令和5年度からの第4期計画を策定中です。

■第3期教育振興基本計画【平成30年6月15日閣議決定】

○計画期間：平成30年度～令和4年度（2018年度～2022年度）

○施策の重点事項

≪個人と社会の目指すべき姿≫

（個人）自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
（社会）一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

≪教育施策の重点事項≫

- ・「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- ・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

≪教育の目指すべき方向性≫

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

■第4期教育振興基本計画【策定中 令和5年から始まる新しい計画】

○計画期間：令和5年度～令和9年度（2023年度～2027年度）

○次期教育振興基本計画策定に向けた基本的な考え方（案）【概要】

※中央教育審議会教育振興基本計画部会（第8回）資料から

≪第4期教育振興基本計画のコンセプト≫

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響とロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化（予測困難な時代）
- ・誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出すための教育の実現にむけた個別最適・協働的な学び、学習者主体、「自立」、「協働」、「創造」という基軸の発展的継承
- ・グローバル化、少子化・人口減少の中で、持続可能な社会の発展を生み出す人材の育成
- ・デジタルトランスフォーメーション(DX)を教育・学習全体の中に組み込む

≪今後の教育政策に関する基本的な方針≫

- ①日本型ウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育の推進
- ②グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ③地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

2) 第3期スポーツ基本計画（スポーツ庁）【令和4年3月策定】

スポーツ基本法第9条の規定に基づき、文部科学大臣が定めなければならないとされている、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。

第2期計画期間中に、「新型コロナウイルス感染症拡大」と「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催」という2つの大きな出来事によって改めて「スポーツ」の重要性が確認されました。

第3期計画では、スポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策、新たな「3つの視点」を支える施策、総合的かつ計画的に取り組む12の施策が位置づけられています。

○計画期間：令和4年度～令和8年度(2022年度～2026年度)

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策		
○持続可能な国際競技力の向上	○共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進	○スポーツを通じた国際交流・協力
○大規模大会の運営ノウハウの継承	○地方創生・まちづくり	○スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保
2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策		
スポーツを 「つくる / はぐくむ」	スポーツで 「あつまり、ともに、つながる」	スポーツに 「誰もがアクセスできる」
3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策		
①多様な主体におけるスポーツの機会創出	②スポーツ界におけるDXの推進	③国際競技力の向上
④スポーツの国際交流・協力	⑤スポーツによる健康増進	⑥スポーツの成長産業化
⑦スポーツによる地方創生、まちづくり	⑧スポーツを通じた共生社会の実現	⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材	⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保	⑫スポーツ・インテグリティの確保

(2) 県

1) 第2次茨城県総合計画 ～「新しい茨城」への挑戦～【令和4年3月策定】

第2次茨城県総合計画は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、茨城県のポテンシャルを最大限活かしながら県民が「豊かさ」を享受し、「安心安全」な生活環境のもと、未来を担う「人財」が生まれ、「夢・希望」にあふれた「新しい茨城」づくりに取り組み、基本理念に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、4つの「チャレンジ」を推進する計画です。

基本計画は、Ⅰ「新しい豊かさ」、Ⅱ「新しい安心安全」、Ⅲ「新しい人財育成」、Ⅳ「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを柱として構成しており、教育に関する政策は、Ⅲ「新しい人財育成」に位置づけられています。

○計画期間:令和4年度～令和7年度(2022～2025年度)

○基本理念:活力があり、県民が日本一幸せな県

4つのチャレンジ	挑戦する政策
チャレンジⅠ 新しい豊かさ	1 質の高い雇用の創出 2 新産業育成と中小企業等の成長 3 強い農林水産業 4 ビジット茨城～新観光創生～ 5 自然環境の保全・再生
チャレンジⅡ 新しい安心安全	6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 7 健康長寿日本一 8 障害のある人も暮らしやすい社会 9 安心して暮らせる社会 10 災害・危機に強い県づくり
チャレンジⅢ 新しい人財育成	11 次世代を担う「人財」 ○「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進 ○新しい時代に求められる能力の育成 ○地域力を高める人財育成 12 魅力ある教育環境 ○時代の変化に対応した学校づくり ○次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり 13 日本一、子どもを産み育てやすい県 ○結婚・出産の希望がかなう社会づくり ○安心して子どもを育てられる社会づくり ○児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援 14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城 ○生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術 ○スポーツの振興と遊びのある生活スタイル 15 自分らしく輝ける社会 ○多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり ○女性が輝く社会の実現 ○働きがいを実感できる環境の実現
チャレンジⅣ 新しい夢・希望	16 魅力発信No.1プロジェクト 17 世界に飛躍する茨城へ 18 若者を惹きつけるまちづくり 19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 20 活力を生むインフラと住み続けたいなるまち

(3) 小美玉市

1) 小美玉市第2次総合計画【平成30年3月策定】

市自治基本条例第13条第2項に基づき、長期的・総合的な展望に立ち、小美玉市のまちづくりの基本理念にのっとり将来像を明確にするとともに、自立した市の創造と地域の特性を生かした個性あふれる地域の形成を目指し策定した計画です。

○計画期間：平成30年度～令和9年度(2018年度～2027年度)

○基本理念：協働・連携、そしてチャレンジ／ふるさと・文化、そしてシビックプライド／
人・もの・情報の交流、そして発信

○将来像：「ひともの地域」が輝きはばたくダイヤモンドシティ～見つける、みがく、光をあてる。～

○将来指標：2027年度将来目標人口：48,600人

基本目標	基本施策
基本目標1 みんなの力で磨くまちづくり	1 市民協働・コミュニティ活動の推進 2 人権の尊重・男女共同参画社会の推進 3 開かれた行政・多様な交流の推進 4 効率的な行財政の運営 5 戦略的な定住・人口対策の推進 6 情報発信によるシティプロモーションの推進
基本目標2 人を育てる学びの場づくり	1 子ども・子育て支援の充実 2 学校教育の充実 3 生涯学習の充実 4 文化芸術の創造・発信 5 スポーツの推進
基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる社会づくり	1 健康づくりの推進 2 地域医療の充実 3 地域福祉・社会保障の充実 4 高齢者福祉の充実 5 障がい者福祉の充実
基本目標4 仕事と暮らしを創造する環境づくり	1 計画的土地利用の推進 2 道路体系・公共交通の充実 3 公園・緑地・水辺の整備 4 農業の振興 5 商業・工業の振興・企業誘致の推進 6 観光の振興
基本目標5 安全・安心な生活を支える体制づくり	1 自然・地球環境の保全 2 循環型社会の形成 3 基地対策の充実 4 上・下水道の整備 5 防災対策の充実 6 消防・救急体制の充実 7 交通安全・生活安全対策の充実

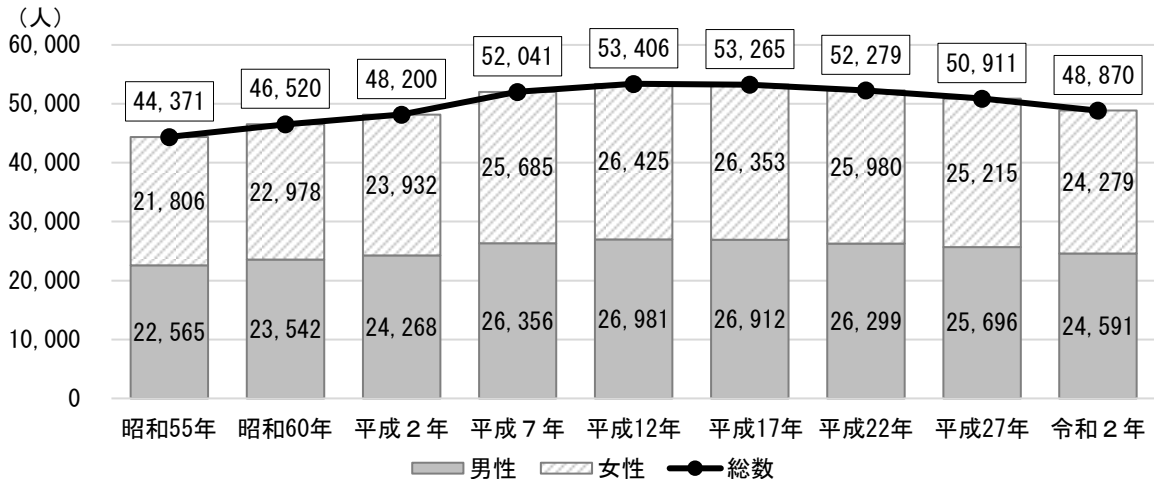
5 小美玉市の概況及び学校教育の現状

小美玉市の概況

(1) 人口

・本市の人口は昭和55年以降増加していましたが、平成12年の53,406人をピークに減少傾向となっており、令和2年では48,870人となっています。

■小美玉市の人口の推移

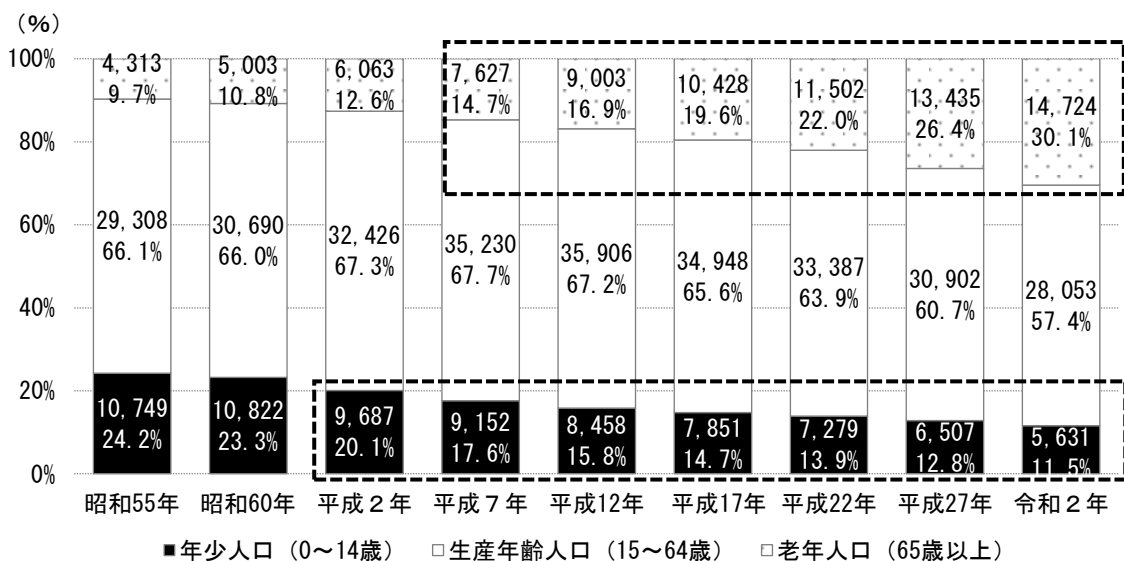


(出典: 国勢調査(総務省統計局))

(2) 年齢区分別人口比率

・年齢区分別の人口比率では、年少人口(0~14歳)の比率は平成2年に大きく減少して以降、減少傾向が続いており、令和2年では11.5%と昭和60年の約半数となっています。老年人口(65歳以上)の比率は継続的に増加しており、平成7年以降大きく増加し、令和2年では30.1%となっています。

■年齢3区分別の人口比率の推移



※年齢不詳は除く。小数点第2位で四捨五入しているため、合計は100%にならないものがある。
注: 令和2年は令和3年9月現在結果が出ていない。(出典: 国勢調査(総務省統計局))

学校教育等の現状

(1) 幼児教育の状況

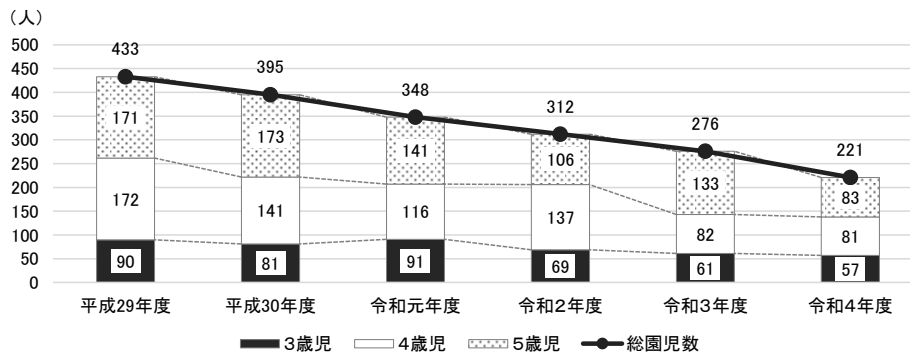
- ・平成30年度に公立幼稚園1園が休園となり、私立の幼保連携型認定こども園*13園が増加しましたが、令和3年度に公立幼稚園4園(竹原・羽鳥・堅倉・納場)を統合し「よつば幼稚園」を開園したことで、現在は公立幼稚園3園、私立認定こども園5園となっています。
- ・園児数の総数を見ると、令和4年5月1日現在では221人で、平成29年度との比較では、212人減少しています。なお、平成29年から平成30年度にかけて施設数が2園増えたものの、園児数としては38人減少しています。

■施設数の推移 (各年度5月1日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	8園	10園	10園	10園	8園	8園
内 公立幼稚園	6園	5園	5園	5園	3園	3園
内 私立幼稚園※	2園	5園	5園	5園	5園	5園

※私立園は全て「認定こども園」(資料:子ども課)

■年齢別園児数の推移 (各年度5月1日現在)



(資料:子ども課)

■施設別園児数の推移 (各年度5月1日現在)

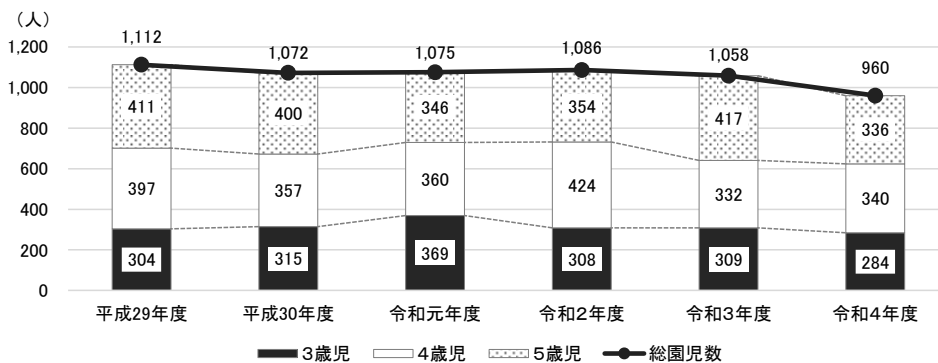
(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
元気っ子幼稚園(公立)	88	72	50	51	47	37
よつば幼稚園(公立)					45	27
竹原幼稚園(公立)	10	休園	休園	休園	統合	
羽鳥幼稚園(公立)	22	30	27	26	統合	
堅倉幼稚園(公立)	20	23	17	13	統合	
納場幼稚園(公立)	17	14	10	14	統合	
玉里幼稚園(公立)	86	71	71	54	48	45
私立幼稚園・保育園※	190	185	173	154	136	112
総園児数	433	395	348	312	276	221

※私立保育園は全て「認定こども園」(資料:子ども課)

*1 認定こども園:教育・保育を一体的に行う施設のこと、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。必要機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができる。

■<参考>年齢別入園・入所幼児数の推移（各年度5月1日現在）



※市外の教育・保育施設に入園、入所する市内幼児を含む
（資料：子ども課）

■<参考>施設別入園・入所幼児数の推移（各年度5月1日現在）

（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
元気っ子幼稚園(公立)	88	72	50	51	47	37
よつば幼稚園(公立)					45	27
竹原幼稚園(公立)	10	休園	休園	休園	統合	
羽鳥幼稚園(公立)	22	30	27	26	統合	
堅倉幼稚園(公立)	20	23	17	13	統合	
納場幼稚園(公立)	17	14	10	14	統合	
玉里幼稚園(公立)	86	71	71	54	48	45
ひばり保育園	34	37	36	34	35	33
すずらん保育園	60	55	54	55	53	52
さくら保育園	54	50	53	55	54	54
さくら第二保育園	45	48	44	45	44	46
玉里第二保育園	41	44	58	57	56	49
ミーム保育園	46	52	63	61	61	54
太陽保育園	79	72	87	94	95	83
四季の杜保育園	53	56	58	61	59	62
ルンビニー学園保育園	106	96	93	93	84	67
認定こども園 美野里	97	100	78	83	78	70
認定こども園 納場保育園	82	76	81	83	92	82
認定こども園 はとり保育園	60	68	69	73	74	75
認定こども園 玉里保育園	43	37	47	52	58	55
サン・アトリエ				-	-	-
市外幼稚園・保育園	69	71	79	82	75	69
総数	1,112	1,072	1,075	1,086	1,058	960

（資料：子ども課）

(2) 小学校・中学校・義務教育学校の状況

1) 施設数の推移

- ・学校施設は、小学校5校、中学校2校、義務教育学校2校の計9校で、全て公立校です。
- ・令和3年度には、3小1中(玉里小・玉里北小・玉里東小・玉里中)を統合し、市内で最初の義務教育学校が開校し、令和4年度にも、3小1中(野田小・上吉影小・下吉影小・小川北中)を統合し、2校目の義務教育学校を開校しました。

■施設数の推移(各年度5月1日現在)

(単位:校)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校数	12	12	11	11	8	5
中学校数	4	4	4	4	3	2
義務教育学校	—	—	—	—	1	2

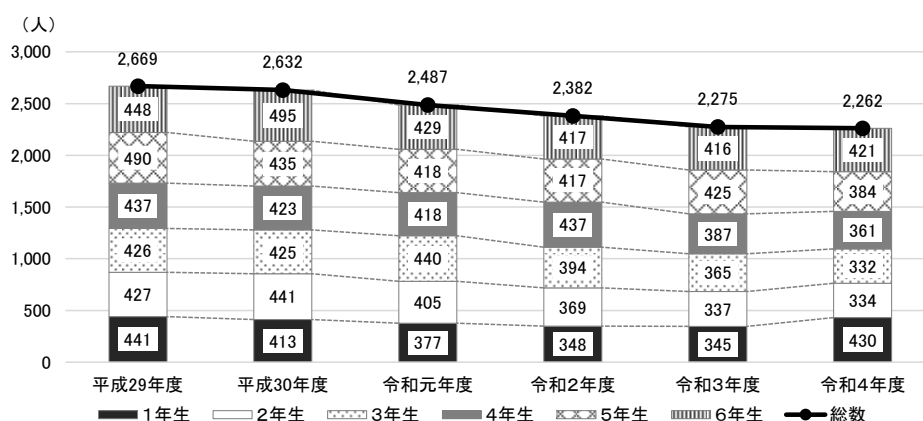
(資料:教育指導課)

2) 学年別児童・生徒数の推移

- ・学年別児童数(小学校)の推移を見ると、児童総数は減少しており、令和4年度5月1日現在で2,262人となっています。
- ・学年別生徒数(中学校)の推移を見ると、生徒総数は令和元年度までは横ばいとなっていますが、以降は減少傾向にあり、令和4年度5月1日現在で1,227人となっています。

■学年別児童数の推移【小学校】(各年度5月1日現在)

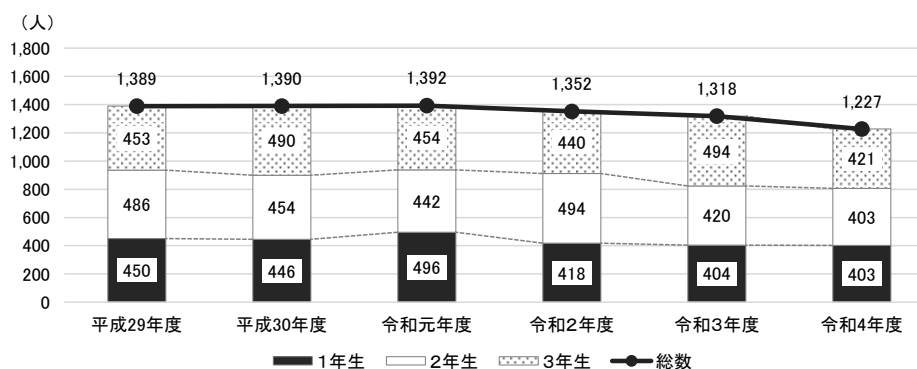
(単位:人)



※「玉里学園義務教育学校」「小川北義務教育学校」の前期課程児童数を含む(資料:教育指導課)

■学年別生徒数の推移【中学校】(各年度5月1日現在)

(単位:人)



※「玉里学園義務教育学校」「小川北義務教育学校」の後期課程生徒数を含む(資料:教育指導課)

3) 学校別児童・生徒数の推移

- ・学校別児童数の推移を見ると、どの学校も横ばいからやや減少傾向で推移していますが、平成29年度と令和4年度で比較すると、堅倉小学校で約3割減少しています。
- ・学校別生徒数の推移を見ると、どの中学校も横ばいからやや減少傾向で推移しています。平成29年度と令和4年度で比較すると、玉里学園義務教育学校後期課程と小川北義務教育学校後期課程は旧中学校との比較では約2割減少しています。

■学校別児童数の推移【小学校・義務教育学校前期課程】(各年度5月1日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成29年度と 令和4年度の 増減率
小川北義務教育学校	(409)	(407)	(385)	(358)	(330)	309	▲24.4%
野田小学校	206	227	219	188	165	統合	—
上吉影小学校	127	115	111	116	115	統合	—
下吉影小学校	76	65	55	54	50	統合	—
小川南小学校	〈487〉	〈481〉	453	448	422	388	▲20.3%
小川小学校	333	324	統合				—
橘小学校	154	157	統合				—
竹原小学校	244	234	211	196	196	187	▲23.4%
羽鳥小学校	530	529	534	481	470	498	▲6.0%
堅倉小学校	345	327	296	285	250	240	▲30.4%
納場小学校	290	289	263	255	267	292	0.7%
玉里学園義務教育学校	〈364〉	〈365〉	〈345〉	〈359〉	340	348	▲4.4%
玉里小学校	198	196	194	199	統合		—
玉里北小学校	115	117	114	123	統合		—
玉里東小学校	51	52	37	37	統合		—
総児童数	2,669	2,632	2,487	2,382	2,275	2,262	▲15.2%

※〈 〉の数値は統合前の児童数合計(資料:教育指導課)

■学校別生徒数の推移【中学校・義務教育学校後期課程】(各年度5月1日現在)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成29年度と 令和4年度の 増減率
小川南中学校	276	274	264	256	247	231	▲16.3%
小川北義務教育学校						156	
小川北中学校	198	213	220	213	177	統合	▲21.2%
美野里中学校	688	711	717	724	717	673	▲2.2%
玉里学園義務教育学校					177	167	▲26.4%
玉里中学校	227	192	191	159	統合		—
総数	1,389	1,390	1,392	1,352	1,318	1,227	▲11.7%

※玉里学園義務教育学校の増減率は平成29年度玉里中学校生徒数との割合
 ※小川北義務教育学校の増減率は平成29年度小川北中学校生徒数との割合
 (資料:教育指導課)

(3) 教育施設の今後の方針等について

1) 公立幼稚園

①統合について

- ・全国的な少子化や保護者の就労形態の多様化等、幼児期の教育・保育ニーズの変化等により、市の公立幼稚園では園児数の減少が進んでいます。こうした現状を踏まえ、令和3年9月に「公立幼稚園の今後の方針について」を策定しました。
- ・「公立幼稚園の今後の方針について」に基づき、令和6年度には、「元気っ子幼稚園」と「玉里幼稚園」を統合・集約します。

②今後の方針について

- ・3法令(幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領)により、幼児教育施設の種別や公立・私立を問わず、等しく質の高い幼児教育を提供する環境を整えるとともに、幼児教育から小学校への円滑な接続を目指し、(仮称)幼児教育推進室の設置や幼児教育アドバイザーの配置といった幼児教育の推進体制の充実を図ります。
- ・就学前の教育・保育を自由に選択できる機会均等と公平性を確保し、多様なニーズに応えるとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るため、全ての公立幼稚園で3年保育を実施していきます。また、公立幼稚園で実施している預かり保育については、本市の子育て支援の一環として、今後も継続して実施します。

2) 小・中学校

①統合について

- ・平成20年4月に茨城県教育委員会から公立小中学校の適正規模について指針が出され、本市でも小中学校の適正規模・適正配置について、小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会で検討を重ね、平成27年2月「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」を策定しました。
- ・「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」に基づき、令和元年度には、小川小・橘小を統合した「小川南小学校」を、令和3年度には玉里小・玉里北小・玉里東小・玉里中を統合した「玉里学園義務教育学校」を開校しました。また、令和4年度には、野田小・上吉影小・下吉影小・小川北中による「小川北義務教育学校」が開校しました。
- ・令和3年3月に策定した「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」においては、美野里地区の小学校は、「児童数の動向をみながら他の施設と複合化し、地域の拠点施設とする。」と方針を定めています。一方、老朽化が進んでいる施設があることから、施設の長寿命化改修等の検討を進めます。

②小中一貫教育の基本方針について

- ・本市では、各学校や地域の特色を生かし、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成を目指してきましたが、教育を取り巻く様々な課題の解決に向けて、更なる教育活動の充実が求められています。
- ・市内全小・中・義務教育学校で小中一貫教育を推進することを基本的な考え方とし、各中学校区の実態に応じて段階的に移行していきます。
- ・「小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画」の進捗により、小川南学区では施設隣接型の小中一貫教育、玉里学区及び小川北学区では施設一体型の小中一貫校での教育、また、美野里学区では、国

の調査結果や他市町村の事例などをもとにした施設分離型の小中一貫教育に取り組んでいます。

■ 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の方針図

凡例

- ★ 公立幼稚園
- ◆ 私立幼稚園（認定こども園）
- 小学校
- ▲ 中学校
- 義務教育学校

美野里学区
 【施設分離型の小中一貫教育】
 竹原小学校・羽鳥小学校・堅倉小学校・納場小学校の各小学校と美野里中学校。

小川北学区
 【施設一体型の小中一貫教育】
 小川北義務教育学校（野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校と小川北中学校）
 ※令和4年度開校



玉里学区
 【施設一体型の小中一貫教育】
 玉里学園義務教育学校（玉里小学校、玉里北小学校、玉里東小学校と玉里中学校）
 ※令和3年度開校

小川南学区
 【施設隣接型の小中一貫教育】
 小川南小学校（小川小学校、橘小学校の統合小学校 ※令和元年度開校）と小川南中学校。

(4) その他の市の学校教育に関する状況

1) コミュニティ・スクール*¹ (学校運営協議会) 設置の状況

- ・野田小学校がある地域は、本市の中では早くから、防犯ボランティアや学区コミュニティを立ち上げ、子供を中心に地域のコミュニティ活動を行ってきました。
- ・また、平成21年度～22年度に、コミュニティ・スクール推進に関わる調査研究校に指定され、研究を進め、平成23年7月に茨城県内で初めてコミュニティ・スクールを立ち上げ現在まで継続し実践されています。
- ・令和4年度、全小・中・義務教育学校にコミュニティ・スクールを導入しました。

2) 幼小連携について

- ・本市の幼稚園は、小学校と同じ施設内や近隣に設置されており、幼稚園と小学校が連携した行事や交流が盛んに行われています。
- ・幼稚園児が入学前から小学校と交流することで、幼稚園から小学校へのスムーズな接続につながっています。

3) 特別支援教育・教育相談等の状況

- ・市立全小・中・義務教育学校に特別支援学級を設置し、児童生徒の障がいに応じた指導を行っています。
- ・市内の保育園や幼稚園に臨床心理士等の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー*²が訪問し、特別な教育的支援を必要とする幼児への適切な支援と保護者や教員からの相談に応じる巡回支援員派遣を実施しています。
- ・全小・中・義務教育学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、不登校やいじめ、発達障害等、児童生徒に関わる様々な課題の解決を図っています。
- ・「特別支援教育理解啓発リーフレット」を小・義務教育学校1年生の保護者に配布し、特別支援教育についての理解啓発を図っています。

4) 放課後子どもプランの状況

- ・児童が、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後等における子供たちの安全・安心な活動拠点として、「放課後子どもプラン」を設置しています。
- ・「放課後子どもプラン」では、地域住民やボランティア団体等の参画を得ながら、全学年の小学生児童を対象とした「放課後児童クラブ事業」と、地域の大人や異年齢の子供の交流、スポーツや文化活動等の体験の場である「放課後子ども教室事業」の連携を図り、一体的に実施しています。

*1 コミュニティ・スクール: 学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組み。

*2 スクールソーシャルワーカー: 問題を抱える児童生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりすること。